

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 30年 5月 25日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都市南区西九条豊田町46番地

氏 名 大和リース株式会社京都支店

支店長 笹 裕次

電話番号 075-693-7620

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和リース株式会社京都支店
事業場の所在地	京都市南区西九条豊田町46番地
計画期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 336,507万円
③ 従業員数	33人(平成30年3月末 現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず → 再生処理業者に委託してチップとして再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「管理体系図」のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」	
	排 出 量	3175.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工法の改善 ・ 使用材料の搬入数量の適正管理を行い、余材発生を抑える 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」	
	排 出 量	900.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料のプレカットの推進 ・ 梱包材の無梱包化・再利用可能材の使用 			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず・金属くず・がれき類について分別保管を実施 			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に加え廃プラスチックの細分化 			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」	
	全処理委託量	3175.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3175.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社産業廃棄物委託契約基準に合格した業者と委託契約を締結。 ・毎年、委託先業者へ現地確認を実施。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」	
	全処理委託量	900.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	100.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	800.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定業者への委託推進 ・ 使用材料のプレカットの推進 ・ 梱包材の無梱包化・再利用可能材の使用 			
※事務処理欄			

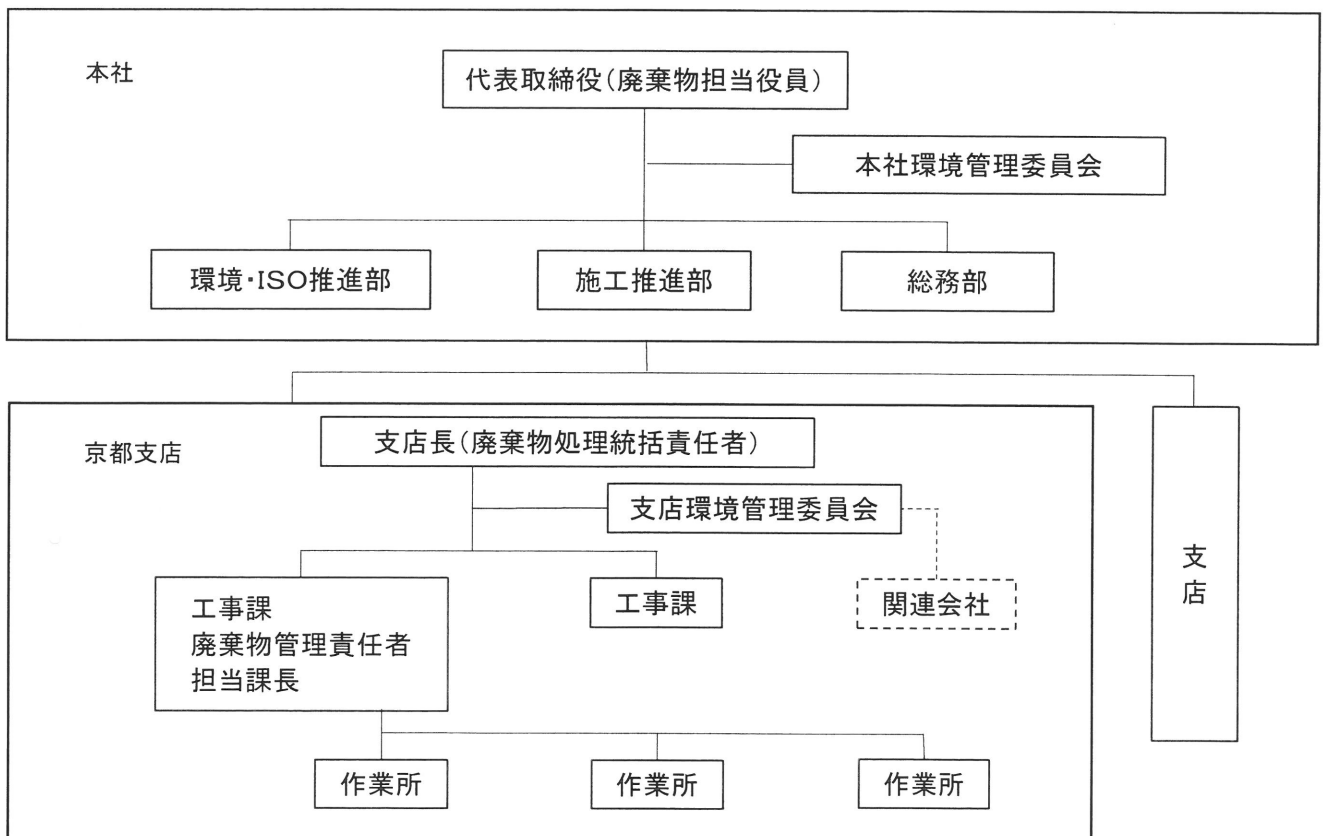
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所 属: 京都支店	職 名: (個人名の記入は不要)
廃棄物担当	組織名: 工事課	組織人数: 6人
役 割	支店環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－支店長 ・委員－関連部署部長 ・事務局－管理課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長 (又は作業所長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託計画の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織図



産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書 の 【 集 計 用 シ ー ト 】

・下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
・行が不足すれば、適宜追加してください。

産業廃棄物の種類	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自己選別埋立処分又は 海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち無回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量(t)	⑩ 中間処理及び最終処分を委託した 量	⑪ ⑨=①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮						⑯ 優良認定処理業者 への委託処理量(t)	⑰ ②+⑧から再生利用を行った量(t)	⑱ ①+⑨から埋立処分又は 海洋投入処分を行った量(t)	
			委託先による区分										⑳ 優良認定処理業者 への委託処理量(t)	㉑ 埋立処分委託量(t)	㉒ 優良認定処理業者 への委託処理量(t)	㉓ ②+⑧から再生利用を行った量(t)	㉔ ①+⑨から埋立処分又は 海洋投入処分を行った量(t)					
			㉑ 再生利用業者への 処理委託量(t)	㉒ 熱回収認定業者 への処理委託量(t)		㉓ 熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	㉔ その他の中間処理 委託量(t)											㉕ 埋立処分委託量(t)				㉖ 埋立処分委託量(t)
燃え殻																		0	0	0	0	
汚泥																		0	0	0	0	
廃油																		0	0	0	0	
廃酸																		0	0	0	0	
廃アルカリ																		0	0	0	0	
廃プラスチック類	11	6																11	6	0	0	
ゴムくず																						
金属くず		8																	8	0	0	
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず		5																	5	0	0	
紙くず	2,782	640																2,782	640	0	0	
ばいじん																						
紙くず	1	1																1	1	0	0	
木くず	7	10																7	10	5	0	
繊維くず																						
動植物性残渣																						
動物系固形不要物																						
石含有産業廃棄物																						
廃石膏ボード	89	55																89	55	40	0	
混合廃棄物(安定型)	101	80																101	80	50	0	
混合廃棄物(管理型)	185	95																185	95	0	0	
合計	3,175	900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,175	900	0	0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。